

第九十四回国会 参議院商工委員会會議録第十二号

昭和五十六年六月四日(木曜日)
午後二時四十三分開会

委員の異動

五月二十七日

川原新次郎君

補欠選任
岩上 二郎君

五月二十八日

森山 眞弓君

補欠選任
石破 二郎君

五月二十九日

岩上 二郎君

川原新次郎君

六月一日

石破 二郎君

補欠選任
森山 眞弓君

六月二日

大木 浩君

補欠選任
石破 二郎君

六月三日

松尾 官平君

補欠選任
鍋島 直紹君

六月三日

小笠原貞子君

補欠選任
市川 正一君

六月三日

石破 二郎君

補欠選任
大木 浩君

六月三日

鍋島 直紹君

補欠選任
松尾 官平君

六月三日

出席者は左のとおり。

委員長

金丸 三郎君

理事

土屋 義彦君

委員

前田 勲男君

委員

村田 秀三君

委員

市川 正一君

委員

上田 稔君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○石炭政策の推進に関する請願(第一七七号)

○燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願(第二四九号外二件)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第四四三号外五二件)

○中小零細企業の経営危機打開に関する請願(第五七七号)

○企業管理士法制定に関する請願(第六二九号外四件)

○産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(第一二八号)

○久慈市半崎地区を国家石油備蓄基地建設候補地とすることに係る請願(第一八七四号)

○貿易摩擦回避に関する請願(第二四四号外一件)

○電気工事災害防止に関する請願(第二五九七号)

○両上肢及び四肢麻痺障害者のための自動車の開発に関する請願(第二一七五号)

○中小企業の経営安定に関する請願(第四五六七号)

○液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願(第四九二二二号外六件)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(原子力発電所の安全確保に関する決議の件)

○揮発油販売業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

市川正一君が一時委員を異動されたことに伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

以上、理事会の申し合わせのとおり決定することと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) これより請願の審査を行います。

第一七七号石炭政策の推進に関する請願外七十六件を一括して議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会におきまして慎重に検討いたしました結果、第一七七号石炭政策の推進に関する請願外十二件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第二四九号燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願外六十三件はいずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上、理事会の申し合わせのとおり決定することと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

第九部 商工委員会會議録第十二号 昭和五十六年六月四日【参議院】

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金九三郎君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金九三郎君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金九三郎君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、

閉会中に委員派遣を行うこととし、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後四時三十七分開会

○委員長(金九三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

この際、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による原子力発電所の安全確保に関する決議案を便宜から提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子力発電所の安全確保に関する決議案(案)

このたび発生した日本原子力発電株式会社敦賀発電所の相次ぐ放射性物質もれ事故と報告もれは、原子力発電所の安全性とその安全管理体制に対する地元住民を初めとする国民の不信を募らせ、国の原子力安全行政に対する国民の信頼を根底から揺がせており、誠に遺憾である。

よって、政府は、今回の事故原因について厳しく反省し、原子力の安全確保に万全を期するとともに、次の諸点について速やかに適切な措置を講ずべきである。

一、今回の事故の教訓をふまえ現行の原子力安全行政の機能強化を図るため、原子力発電所の安全審査基準を強め、安全審査体制については、安全審査官、技術顧問制度の充実に努める等、審査機構が強化されるよう抜本的な再検討を行うこと。

二、原子力発電所の日常的な運転管理状況を十分

分に掌握し得るよう安全管理体制の強化に努め、運転管理専門官の業務内容の明確化・資質の向上を図る等、原子力発電所に対する検査・管理・監督体制を充実強化すること。

三、安全確保の第一義的責任を有する電気事業者に対し、原子力発電所の安全基準を守らせるため、会社の経営姿勢と安全管理体制の改善、報告義務の遵守、従業員の教育訓練の徹底、放射線被ばくの防止等について厳格な指導・監督を行うこと。

四、今回の敦賀発電所事故が最初に福井県によって発見された事実等から、地方自治体が原子力発電所の安全確保に大きな役割を果たしている実情を十分認識し、発電所と地元自治体との間に締結している安全協定の強化を図るとともに、国と地方自治体のより緊密な連絡体制の確立に努めること。

右決議する。

以上であります。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金九三郎君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたします。

ただいまの決議に対し、田中通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中六助君) 原子力発電所の安全確保に関する御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、今回のような事故を二度と起こさせないよう、速やかに安全審査及び安全管理行政の改善充実のため適切な措置を講ずるとともに、原子力発電所と地元自治体との間で締結される安全協定については、地元自治体の御理解を得られるよう電気事業者を指導する所存であります。よろしくお願いいたします。

○委員長(金九三郎君) 次に、揮発油販売業法の一部を改正する法律案及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、提出者、衆議院商工委員長野中英二君から、両案について順次趣旨説明を聴取いたします。野中英二君。

○衆議院議員(野中英二君) ただいま議題となりました両案につきまして、その提案理由と改正内容を御説明申し上げます。

まず、揮発油販売業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり最近の石油需給は、省エネルギーの浸透、石油代替エネルギーへの転換等により緩和傾向にあります。先般のOPEC総会の結論からも明らかですが、依然として国際石油情勢は流動的であり、今後を展望いたしますと、産油国の資源温存政策の強化等により、需給の逼迫化と高価格化は避けられないものと考えられます。

このような情勢に対処し、石油の使用の一層の節減を推進することは、わが国のエネルギー政策上最も重要な課題であると同時に、国際的な責務でもあると存じます。

従来、石油使用の節減については、いわゆる省エネルギー法による諸施策のほか、国民運動、行政指導により、その推進を図ってきたところでありますが、必ずしもまだ十分とは言えない実情であります。特に、揮発油は石油製品の中でも、採算性の高い油種であるため、近時、過当な価格競争、給油所建設の採算地域への集中、日曜・祝日休業の弛緩等の事態が生じており、石油使用の節減の推進に支障を来すと同時に、その大部分が中小企業者である揮発油販売業者の経営基盤は弱体化するに至っております。

言うまでもなく、揮発油は国民生活及び産業活動に最も関係の深いものであり、その円滑な流通を確保するためには、適正な揮発油の販売秩序を

確立し、揮発油販売業の健全な発達を図るとともに、現在及び今後の内外石油情勢に対応し、揮発油の合理的な使用の一層の節減を図ることが必要であります。また、従来、往々粗悪品の出回りが問題になることにかんがみ、品質確保のための合理的な制度を整備することが必要であります。

このように課題と状況に対処するため、今後、揮発油販売業法の改正を提案することとした次第であります。

次に、その主な内容について御説明いたします。

その第一は、本法の目的に揮発油の使用の節減に寄与することを加えることとあります。

その第二は、営業日の制限等に関する点であります。

現在の行政指導による日曜・祝日休業は、必ずしも遵守されているとは言えず不公平な結果になっている現状でありますので、この際、新たに営業日の制限等に関する規定を設けることにより、さらに強力にその実施を図ろうとするものであります。

すなわち、通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、内外の石油事情に応じ、揮発油販売業者の営業日の制限、または営業時間の短縮の実施に関する事項を定めて、これを公表することができるとし、揮発油販売業者が当該公表された事項を実施しない場合において必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、当該事項を実施すべきことを勧告することができるとしてあります。

また、通商産業大臣は、当該勧告を受けた揮発油販売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかった場合において、これを放置することにより揮発油の使用の節減を図ることが著しく困難となり内外の石油事情に照らしこのような事態を解消するため特に必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聞いて、当該揮発油販売業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを指示することができるとしてあります。さらに、この指

示に従わないときは、通商産業大臣は六月以内の期間を定めてその事業の全部または一部の停止を命ずることができるとし、その事業停止命令に違反したときは、その登録を取り消すことができることとしてあります。

以上のように、営業日の制限等の勧告に従わない場合の当該勧告に係る措置をとるべきことを指示する場合には、厳格な発動要件を付してあります。

その第三は、指定分析機関制度の創設であります。

現在、粗悪な揮発油の販売の防止の实效を期するため、揮発油販売業者は、給油所ごとに選任する品質管理者に揮発油の分析を行うよう業務づけられておりますが、新たに、揮発油販売業者が通商産業大臣の指定する指定分析機関に揮発油の分析を委託することもできる制度を設けることとしてあります。

通商産業大臣は指定分析機関を指定するとき、揮発油販売業者の委託を受けて揮発油の分析を行おうとする者の申請によるものとし、この場合、分析業務を適確に遂行するに足りる経理の基礎及び技術的能力を有すること、その役員または社員の構成が分析業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことその他一定の要件に適合していることと認めるときでなければ、その指定をしてはならないこととしてあります。

その他、指定分析機関に関し、所要の規定を整備することといたしてあります。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

次に、中小企業の事業活動の機会確保のため大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における大企業者の進出による紛争を見ますと、進出による影響が地域的にあらわれている事例がふえており、しかもその多くは地域の中小企業団体との調整について、地方自治体が話し合いのあつせんを行っているのが実態であります。

しかしながら、現行法におきましては、地域的な紛争におきましても中小企業団体の調査・調整の申し出は主務大臣に直接行うことになっており、地方自治体の意見が必ずしも反映される仕組みになっていないのであります。したがって、事業分野調整問題が地域の実情に応じて迅速に調整されるようにするためには、都道府県の区域内の中小企業団体から主務大臣に対して行う調査・調整の申し出については、地域の実情に詳しく都道府県知事を経由して行わせ、その案件に関し都道府県知事がその影響等について主務大臣に対し意見を述べることができるよう改めることが必要であります。

また、大企業者の進出は、いわゆるダミーによる場合もありますが、最近のダミーによる進出の実態にかんがみ、大企業者の定義に関する規定を整備することが必要であります。

このように実情に対処するため、事業分野調整法の改正案を提出した次第であります。

次に、その内容について御説明いたします。

その第一は、現在、大企業者が単独で事業活動を実質的に支配している、いわゆる大企業者のダミーは調整の対象となっておりませんが、これに加え、複数の大企業者が共同で事業活動を実質的に支配している中小企業者についても、主務省令で定める関係にあるものについては調整の対象とすることとしてあります。

第二は、都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体から主務大臣に対して行う調査・調整の申し出については、当該都道府県知事を経由して行うものとするともに、都道府県知事は当該調整の申し出案件に関し、大企業者の進出の影響等について、主務大臣に対して意見を申し出ることができるとし、この場合、都道府県中小企業調整審議会の意見を聞くことができることとしてあります。

第三は、附則において、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正し、都道府県知事を経由する調整の申し出案件について、都道府県知事が大

企業者の進出の影響等について主務大臣に対して意見を定めるため必要があると認めるときは、都道府県中小企業調整審議会を置くことができることとし、同審議会は都道府県知事の求めに応じて進出の影響等に関し調査審議することとしてあります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(金九三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○市川正一君 提案者には本日まことに御苦勞様でございます。

もとより揮発油を含む石油製品の合理的使用による節減は、エネルギー政策上重要な課題であります。そして、その一つの方法として揮発油販売業の休日休業も意義のあることと考えるものであります。また、本法案による進め方には、私、率直に言って多くの問題を含んでいると、こう考えますので、限られた時間ではございますが、率直に幾つかの質問をさせていただきます。

まず第一に、本法案を提出する理由として「揮発油の使用の節減を図るため」とされておるんでありますが、同様の趣旨の規定として、石油需給適正化法の第九条があるんであります。本法との関係はどうなるのか、提案者の御見解を伺いた

いんであります。

○衆議院議員(渡部恒三君) いまお話しのように、現在も適正化法あるいは行政指導等によっておるわけですが、御承知と思いますが、九二〇程度いま行政指導によって営業日の制限ができておるのでありますけれども、これを守らない者もござります。これは守っている人たちから見れば、大きな国家目的のために自分たちはちゃんと行政指導を守っておると。ところが、それを守らないで自分たちだけ都合よくやっているというところは正直者がばかを見ろという結果にな

り、国の大きな国家目的に協力しておる人たちに
とっては、これはほんの端でございまして、現行では不
十分な点を今度の法律でひとつ強化していこうと
いうものであります。

○市川正一君 いま渡部理事からのお答えの問題
は後で触れることにして、まず第九条との関連で
さらに伺いたいんですが、御承知のよう
に第九条には身体障害者に対する配慮を定めて
おります。本法でその趣旨が外されておらず
が、それは一体どういふことなんでしょうか。今
日、国際障害者年に当たって私これ重大だと思
いますので、御見解を承りたいと思います。

○衆議院議員(渡部恒三君) 心身障害者の問題、
これは先生御指摘のとおりで、私もこの法案
作成の過程でずいぶん意見の出たところであ
りますけれども、法制局等の見解を聞きますと、一
般的に政策目標——この法律にはこの種のものを
入れておきますけれども、業法といったようなも
のには、この種のものを入れてないということが
大体法の体裁となつていふのであります。

特に、今度具体的に考へてみた場合、これは適
正化法の方は給油量を制限するといふ内容にな
っておりますから、当然ここに心身障害者に対する
配慮という規定を加えることによって、油が足り
なくて給油量が制限されるようなときでも、心身
障害者の方には優先的に分けるといふ趣旨が
生かされるのであります。今回の法律はこれは
営業日の制限ということで、給油量の制限とい
うのは入っておりませんので、これを入れても具
体的に実効あるようなことはないという判断
で、当然もうこれは今日の政治の常識でありま
すから、そういう精神は私も入っているというも
ので、特別に個条書きに加えなかつたというこ
とであります。

○市川正一君 その点、問題を残すと私は思いま
す。
次に、第十八条の第三項の通産大臣が定める措
置という問題であります。この措置をとるとき

というのは一体どういふときなのか。たとえば、
石油の輸入が減少し、非常に需給が逼迫するよ
うな場合には、石油需給適正化法が発動されるは
ずであります。それ以外の場合というのは一体ど
ういふときなのか、伺いたいのであります。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは通産大臣が御
判断なさるべきことでありますけれども、いま質
問者からありましたように、当然今日の世界的な
課題である石油の節減という大きな政策目標を推
進する場合にも必要があるということになるかと
存じます。

○市川正一君 非常にあいまいでありまして、提
案者としてはこういうものが——一方で石油需給
適正化法がある。しかし、あえてこれを第十八条
の第三項で定める措置というのはいくつという
きなのかというのを私お聞きしているんであり
ますが、その構想が、それは通産大臣が決めるん
だというんでは、私これまことに不備な御見解だ
と言わざるを得ないのであります。

そこで、もう少しお話を進めさせていただきます
のであります。石油製品である揮発油を合理的
に使用して節減に努めること、もとより大切で
あります。だからといって、揮発油販売業者だ
けに登録の取り消しというところまで至る行政処
罰まで加えるというには、私はそれ相応に正当な
あるいはまた合理的な理由が必要だと思ふん
です。それなしに、本法案のような規制をする
とすれば、それは結果として過剰規制、営業の自由を
奪うということにもなりかねないと思ふんで
あります。提案者はいかがでございますか。

○衆議院議員(渡部恒三君) これ、いま御指摘の
販売業者だけでなく、その上の精製業者ある
いは卸売業者、こういうものに規制をすることが関
連するのではないかと。いろいろな議論も各委員の
間にずいぶん交わされたのであります。実際の
問題として、これはそのようなところまでこの法
律を進めるといふことになりまして、これは石油
業法の改正というものに波及してまいりますし、
これはかなり時間を要する慎重な問題になつてく

るといふことで、そこまで今回は進めなかつたわ
けであります。

問題は、国際的な今日の大きなエネルギー問題
の中で、わが国は世界の十分の一の油を消費して
いる。いわば使い過ぎという非難を受け、また、
わが国の総理大臣もたびたび国際会議等で石油の
節減というものを約束しておることであります。さ
らにこれは節減の努力を国民すべてがしなければ
なりません。その中で、国民生活に一番影響の
多い揮発油のいわゆる販売業者というのは、いわ
ば血液を供給する動脈のようなものであります。か
ら、この安定供給ということをも考へてこの法
律を提出したわけであります。

○市川正一君 お答えいただけませんが、私
繰り返しますが、結局行政処分すなわち登録の取
り消しまでいくわけですから、そうしますと、規
制の必要がないときにこういうものが乱用され
て、そして過剰規制になり、営業の自由を侵すお
それがないかという懸念を私は表明しているの
であつて、石油問題の重大性を改めてお伺いする
つもりはないんです。ですから、その懸念を私
表明することはできないかというのを私は重ねて表
明させていただきますかと思ふのであります。私、
法制局に伺いたいのですけれども、石油需給が
わめて逼迫している時期、つまり石油の需給適正
化法が稼働している、動いているときでさえ、揮
発油の販売業者への措置は指示どまりなんです。
ところが、今度の場合には厳しい法的措置を伴う
というところに相なりますと、法律的な立場から見
て、いわば法律上のバランスから見ても過重な規定
とは思われないのかどうか、この点ひとつ伺いた
い。

○衆議院法制局参事(相川清治君) お答えいたし
ます。
ただいま御質問の御趣旨は、石油需給適正化法
が発動し得るような状態におきまして、適正化法
の方は指示、公表どまりであるのに対して、この
十八条の規定による措置は、それを超えて、業務
停止その他の厳しい処分に至るといふ点で均衡を

失しないかと、こういうお尋ねであらうかと思
います。この点につきましては、今度の改正案の
趣旨が、石油節約政策を非常に重視いたしまし
て、揮発油というものが他の商品と異なる点を非
常に重視いたしまして、これに対して、この販
売にあずかる業者に対して、その節約政策を十分
にその目的を達成するための厳しい規制をしよう
とするものであると伺つております。

そこで、両方の関係でございまして、この法律
におきましては、先生のおっしゃいますように、
非常に業務停止という厳しい措置を裏づけ
ける指示という措置を行います関係上、これにはそ
の発動の要件として厳しい制限を付してございま
す。それはこの十八条の第三項に、まず、「勧告に
従わなかつた場合において、これを放置すること
により揮発油の使用の節減を図ることが著しく困
難となり、内外の石油事情に照らしこのような事
態を解消するため特に必要があると認めるとき
は、」さらに石油需給適正化法の意見を聞いてその措置
をとるべきことを指示できると、こういう慎重な
手続を経てこの措置が初めて発動できるように
なつております。

そこで適正化法の方は、緊急事態におきまして
はその勧告を超えて、あるいはさらに一定の制
限、短縮の公表、実施の公表をあらかじめしない
で、しかも勧告をしないいきなり指示という行
為がございまして、この場合には、直ちにこれ
に従わないからといって、いきなり業務停止のよ
うな厳しい措置をとることはいかがなものかとい
うことにならうかと思ひます。

○市川正一君 相川さん、時間が限られておるん
でね。私がお聞きしたか忘れたのと違う……。

○衆議院法制局参事(相川清治君) そのような違
いがございまして、両者の間には、おのずから手
続上の慎重な手続を経ている場合と、そうでない
場合との対比におきまして、やむを得ない措置で
はないかというふうに思つております。

○市川正一君 私が聞いたのは、法律論として、法制局の第三部長ともある方、一体バランスがとれているのかどうかというのを聞いています。それをあんなくどくどお話を聞いて、結局結論はようわからぬのです。だから、私さっきお聞きしたように、十八条の三項がどういうときにお聞きしたとしても、発動されるのかというところをお聞きしたけれども、これも定かでない。そうしてまた過剰規制になる懸念がないのかと言つても、そこも定かでない。で、バランス論はどうなのか、これもはっきりせぬ。

そこで伺いますが、通産省にお聞きしますと、休業の実施状況は九十数%だと。先ほど提案者の御説明その他によると九十数%のお話がございますが、確かにそうなんです。私が、私はこれかなり高い遵守率だというふうに思うんですが、たしか最高九六%までいっていったときがあったと思うんですが、しかし、その一方揮発油の消費は統計的に見てこの間必ずしも減少していないんですね。つまり休業しても、使用節減の効果という面から見ると、必ずしも使用量の問題とそれから休業というのは連動というか、リンクしていないというところが統計的に言えるのが実情じゃないのか。私いささかも休日休業の意味を否定するという立場からでなしに、現実にはそうなっているんじゃないかということを通産省にお聞きしたいが、いかがでしょうか。

○政府委員(志賀孝君) お答え申し上げます。

まず遵守状況をちょっと申し上げておきますと、現在私ども、揮発油販売業につきましてIEAで五%節約の合意ができたわけでございますけれども、それを契機にいたしまして五十四年の六月から行政指導で実施を始めております。当初はかなり高い遵守状況でございまして、九八%、九九%というような遵守状況であったわけでございます。ただ、その後逐次遵守状況が落ちてまいりまして、ごく最近の調査では九三%強という程度でございます。

そこで、これについての評価でございますけれども、これについての評価でございますけれども、

ども、私も率直に申しまして、一つのエネルギー節約運動として考えますと相当の成果を上げていますというふうに思っております。ただ、同時に揮発油販売業の日照、祝日の休業の場合には、同時に商業上の問題が絡んでまいります。かねてからこの日照、祝日休業のこういったエネルギー節約運動に協力していただいている方から、守つていただけない方に対する、言ってみますと、非常に平たい言葉で申しますと、正直者はばかをみると、こういふような御意見が非常に私どもの方に強く寄せられておるわけでございまして、そういう面に対して何らか私どもとして、エネルギー節約を一つの大きな政策として遂行していく立場から、何らかの形でおこたえをしていかなければいけないというふうに感じておるところでございます。

そこで、確かにガソリンの販売量というのはふえているわけでございますけれども、この日照、祝日の休業を始めてから、当然自動車の保有台数がふえてまいっているわけですから、当時と比べてガソリンの販売量が減つていないからといって効果がなかったというふうには私どもも考えておりません。ただ、社会現象でございますから、やらなかつた場合に比べて効果はどうであつたかというところを測定するというのは、なかなか実際問題として困難でございます。ただ、非常に大胆に推定をいたしますと、私どもこの日照、祝日の実施を始めたときとそれから始める直前と比べてまいりますと、大体五%程度の節約効果があるというふうに、これは非常に大胆な推定でございますけれども、私ども一応試算をしております。

○市川正一君 私が指摘したいのは、揮発油を実際に使用するのは消費者である。そして揮発油販売業者ではないんですね。ですから、直接の使用業者でない販売業者だけに行政的な強制措置を進めるといふんじやなくて、先ほどの提案者の御説明の中にも若干触れられておりましたが、私は休日休業も含めて一般国民及び販売業者双方の自主的

な努力というものを促していく、そういう方法こそむしろ大いに促進する、大いに考えていくということではなければならぬじゃないかと、こう考えるんです。

そういう見地から、私第十九条の二についてお伺いしたいんですが、その第一項で省令で定める事項として帳簿に記載することになつておりますが、この帳簿の記載の内容は一体何なのか。これを具体的にお聞かせ願いたい。

○衆議院議員(渡部恒三君) 従来のものは品質確保のための分析にとどめてありますけれども、今度はその他の通産省で定める事項ということにこれをつけ加えたのであります。これは揮発油販売業者がその実施状況を帳簿に記載させ、通商大臣が報告聴取または立入検査によりその実情を知ることができるようにしたことであります。

○市川正一君 そこで伺いますが、省令で、たとえば揮発油の購入先というのがございます。御承知のとおり。そうすると、これは具体的にどういうことを指すのか。つまり、本法の第四條第二項の省令で提出を義務づけられている供給証明の発行者が、継続的に供給しているかどうかというところを確認するためのものなのかどうかですね。この点ひとつお聞かせください。

○政府委員(志賀孝君) 現行法の問題でございまして、私の方からお答えさせていただきます。

先生ただいま御指摘がございましたように、現在の帳簿の記載事項といたしまして、その前に分析をした後、購入したときには、その購入先という、購入先を書くようにこれは省令で決められております。その趣旨は、要するに分析をした場合に、その結果が仮に悪かった、それをどこから買ったかというところを調査できるように、そういう記載事項を省令上定めているわけでございます。その購入先と申しますのは、直接油を買ったところという意味でございます。

○市川正一君 いろいろお聞きしたんですけれども、どうもはっきりしないのであります。私は全体を通じて、結局この休日休業の指導を理由に

して、私は業界への行政介入の強化とともに、特にいまお聞きしました供給証明書をてこに揮発油の販売業者を石油元売り各社へ系列化を促進していくという、いわばてこになるというところを私は言わざるを得ぬのであります。同時に、私そういう内容上の問題だけではないに、今度の改正案が延長国会のいわば会期末になつてにわかに提出され、その成立が急がれているという点にも重大な問題があると、こう考えるのであります。それはこの背景に石油政治連盟が多額の政治献金をばらまいていることがあるということとの関連での疑惑であります。

そこで提案者にお伺いしますけれども、揮発油販売業法が成立したのは昭和何年何月でございますでしょうか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 市川先生の御質問で

ありますけれども、これは最初にこの改正案が問題になった当時は、いま御指摘のような揮発油販売業界の安定というところで許可制にすべきではないかと、あるいは登録制をもっと強化すべきではないかと、いずれにしても油は国民の血液なんだから、しかもそれを末端で届けるのは給油スタンドですから、給油スタンドの安定なくして国民の血液の安定供給はないということで、いま御指摘のような登録制強化のための供給証明をつけろとか、そういう議論もあつたことは事実でありますけれども、これは与野党の話合いによる議員立法でありますから、その種の問題は全部削除して、今回は業界からの陳情等があつたような問題はすべてこれは削除してありますので、これはぜひ誤解のないようにお聞きいただきたいと思います。それから、この罰則規定を強化し過ぎるのではないかと、これもぜひ議論したわけでありまして、いままのようなまま公表するということにとどめておきますと、これはどこどこ町のだれだれが日曜日売っているというところを公表すると、かえつて人に宣伝して、あそこは日曜日もお休みになつていないから皆さん買に行ってくださいというふうな結果になってしまうの

で、何とか国民的な節減目標を実現するために、正直者がばかを見るようなことがない方法はないかと考へてきたあげくここまで踏み切ったわけでありまして、あくまでもこれは伝家の宝刀であつて、めつたやたらにこれを発動するものでないということ、これは立法の基本精神であります。

それから、この改正法ができたのがいつだったかというのには私は……

○市川正一君 本法の方です。

○衆議院議員(渡部恒三君) これは、揮発油販売業法が昭和五十一年十一月第七十八国会において成立され、昭和五十二年五月に施行されました。今回ののはもう各党十分に話し合ひまして、大きなエネルギーという国家目的のためにこれは国民の幸せのために考へたものでありますので、誤解のないようにぜひお願いしたいと思います。

○市川正一君 いまお答えがあつたように、五十一年の十一月二十五日です。私、その年の全国石油政治連盟の政治献金を調べてみたんであります。政治献金がされておりますが、二千六百万円の八〇％に当たる千六百七十九万円がこの揮発油販売業法が成立した、いまお答えのあつた五十一年の十一月に集中しているんです。この献金が私は揮発油販売業法の成立のためであつたというところは、実はこの法案が成立した翌年の昭和五十三年度には政治献金の額が総額で三百八十万円、いわばたつと落ちて一挙に前年の十数％に激減しているんです。ここから見ても私さういふ疑いを持たざるを得ぬのであります。提案者はこういう事実を御存じでしょうか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 全く承知しております。○市川正一君 そうすると、私がいま申し上げたのは、これは自治省から全部とつてまいりました資料でございますけれども、提案者はこういう事実をごらんになって、法案成立時に重大な疑惑があつたというふうにはお思ひでございせんせん。

ようか。

○衆議院議員(渡部恒三君) 五十一年当時のことはさう詳細に承知しておりません。今回に關してはそのような事実が全くないことは御承知おきいたいただきたいと思ひます。

○市川正一君 私、成立時もさることながら、今回の改正をめぐつてもいろいろ調査いたしました。さうしますと、昭和五十一年度から五十四年度まで全国石油政治連盟の政治活動費及び寄付、交付金を調べたところ、揮発油販売業法がらみの政治献金あるいは政治活動がなされていくことは歴然としております。先ほど私、法案成立時の政治献金が集中したことを申しましたが、たとえば改正運動が始まつた五十四年には、これが再び七千八百四十四万円、前年の二十倍以上にさううと今度は上がつて見えています。そしてまた政治活動費については五十一年度の政治活動費は八千八百八十八万円、それが五十二年、五十三年ではそれぞれ四千万円、千七百八十万円と激減したんですが、今度はこの改正にさううと動き出しています。五十四年度には再び一億八千万円と、さう激増しております。私は寄付、交付金も同様に五十四年度には前年度の一千九百万円から一億五千万円と十五倍になっているんであります。さういふ経過と背景の上にあるこの改正案をそのまま成立させるということは、第二の税政連というやうな疑惑を招かざるを得ないと私は思ひますが、提案者がいかがですか。

○衆議院議員(渡部恒三君) いまいろいろ御質問、市川先生からございましたけれども、今日、政治資金規正法という、これは政治資金が国民のために明朗化され、明るくきれいだであるための法律があるわけでありまして、その政治資金規正法の中では政治献金がこれは悪いというものは私はないと思つております。少なくとも今回のこの立法問題に關する限り、そのための政治献金というやうなものがあつたというやうな事実は全く私ども聞いておりません。

○市川正一君 提案者は否定なさいますんです。が、客觀的にさういふ流れを見まして、私はそれを裏づけているだけでなしに、現に石油商業組合の幹部自身が、われわれ幹部の中で明らかになつてゐる石商顧問の江崎真澄、武藤嘉文、塩崎潤、越智通雄、櫻内義雄の五人の先生については一人五百万円ずつ、他は石商への貢献度、実績で五十万円から百五十万円を評価して決定した。議員個人に献金した方が効き目がある。さういふふうに語つておるんであります。私はまあ渡部理事の個人の名前を出してまことに恐縮でありますけれども、「恒三会」といふのは「新時代の会」、渡部恒三を育てる会」といふふうなところに、たとへば昭和五十四年度を見ても、二月二十三日五十五万円、六月二十七日二十万円、八月二十三日五十五万円というふうに出ております。現に、私はさういふ点ではやはり献金と法案の關係については、私はやはりこれは何ら關係のないという御認識なのかどうか、重ねてお伺ひしたい。

○衆議院議員(渡部恒三君) いま市川先生からいろいろお調べいただいたようであります。私もいまのお話のように政治資金規正法によつて堂々と公に許される政治資金は、これはちやうだいすることがありますが、ほとんど秘書に任せておりますので、さういふやうな私が献金を、私のさういふ政治団体でちやうだいしているということとを初めて知つたやうなことであります。これは全くこの法律の制定には影響なかつただろうと存じております。

○市川正一君 時間が参りましたので、私、初めていま御承知になったということも私初めていまお聞きしてですね、これまたまことに意外でありますけれども、私はこれだけいろいろのやうばり問題を内容においても、またその手続においても重大な疑惑がある。そして石商の石井政具副会長も、さういふいろいろな法案の改正のために選挙資金も票もどんどんという考えだということを述べておられることから見まして、私は多くの問題を含んでいるということを重ねて指摘いたしました。

で私の質問を終わります。

○井上計君 提案者の先生方には、まず冒頭、中小企業の安定につきまして大変御努力いただきましたことについて心から敬意を表します。同時に、中小企業問題の解決に努力をしておる一人といたしまして、また御苦労に對しましては感謝を申し上げておきます。

さてそこで、提案者にお伺ひをしたいと思いますけれども、衆議院議員立法で全会一致で衆議院で成立しておりますものに対して、参議院で質疑を行うのはおかしいではないかという、実はさういふ声が私は耳に入つてきておるわけでありまして、私も、それにつきましては提案者、どのようにお考えでありますか、まずお伺ひをいたします。

○衆議院議員(野中英二君) 井上委員の方から御質問がございましたが、立法府であります。しかも二院制を以て以上、衆議院が通過したからといって、やはり参議院の良識の府において私は当然これは議論されるべきものであらうというふうにおつておるわけでございます。

○井上計君 提案者からそれをお伺ひしまして、実は安心をいたしました。

さてそこで、私は中小企業分野確保法の改正につきましてのお尋ねを幾つかしたい、こう思います。

率直に冒頭申し上げますけれども、今回の議員立法による改正案につきましては、私賛成であります。賛成の立場でさらにお尋ねをいたしたい、かように考えますので、ひとつお答えをお願いいたします。

さてそこで、提案者にお伺ひをいたしますけれども、中小企業関係、中小企業団体の人たちが分野法の改正については、さういふ提案理由の説明がありましたけれども、これ以外にももっと多くの改正を要望しておると思ひますけれども、それらのものについては今回の議員立法の中で提案者は御検討されたのでしょうか、どうでしょうか、これをまずお伺ひいたします。

○衆議院議員(清水勇君) 御答えをいたします。いま井上先生から御指摘のとおり、最終的に合

実上中小企業が非常に支障がある、困ると、こういうふうなことになるますかどうですか、お伺いいたします。

○政府委員(山崎衛君) お答えいたします。

御承知のとおり、分野法の調整権限は現在主務大臣にございまして、調査、調整の申し出をする中小企業団体というのは、主務大臣に申し出をするということになっております。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

主務大臣は必要に応じて是知事と連絡をとりまして解決を図っております。従来法律案件で六件、それから行政指導案件で、これは数え方によりまして十数件の件数がございまして、ほとんど円満に解決しております。でございます。今回の御提案になりました改正案につきましては、現在まで六件あると申し上げましたが、このうち五件が知事経由で、一件が全国団体の申し出でございまして、主務大臣に直接というわけになります。でございますが、ほぼ一〇〇%が現地で申し出をすれば解決の方向に向かうという利便が、中小企業の方々にあるというのも事実のようでございます。ただ、先生御指摘のように、ここに、二カ月この法律の改正案が、おくれたために、実際に調整に実害があるかというお問い合わせでございますが、それにつきましては実害はないというように私も考えております。

○井上計君 いま中小企業庁から指導部長お答えのように、これをそれほど急がなくても事実上実害ないわけですね。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕
しかし、それをなおかつ急いでこられた何か理由があればお聞かせをいただきます。

○衆議院議員(清水勇君) いまの指導部長からの御答弁の中に指摘をされているとおりなんです。が、これまでの分野法制定後の大企業者の進出事例をめぐって紛争のあった案件は十八件、そのうちの大部分が都道府県知事に労をわづらわしてあつせんなり事実上の調停なりが行われて紛争解決

に立ち至つていたという事例が多いと、そういう経過にかんがみ、でき得べくんば一々中小企業関係団体から主務大臣に調査、調整の申し出をしなればならないというのではなしに、でき得べくんば近間にある都道府県知事に、まあ駆け込み寺という用語がありますが、そういうような意味合いでこの法律ないし制度が速やかに利用できるように法制度の改正が願えないかと。実はこういうことについては多分先生のところへも中小企業団体の皆さんからもこれまでたびたび御陳情があったと思うんですけれども、私どもの方へもしばしば、一昨年の秋以来、多分七十九国会当時から出されておまして、ですから確かに行政事務的な面ではきょうここで成立を欠けば困りますよというところはあつたのではないのかもしませんが、しかし関係中小企業団体から言つて、一日も速やかにそのような制度に改正してもらえないのかということが、切々これまでも訴えられてまいりましたので、私どもとしては全体的にでき得れば今国会で改正を図りたい、こういうことに立ち至つたわけでありまして。

なお、せっかく立つたついでですから、先ほどの井上先生のお言葉ですが、ちょっと誤解があるうかと思つたので訂正をさせていただきます。と、確かに趣旨の説明を当初私から申し上げたことは事実であります。その際にも明確にいたしましたように、これは社会党案というふうなものではむろんない。あくまでもそういう何党が提案をし、他の与野党がこれに賛同するということではなしに、当初からでき得べくんば委員長長発議で、委員会提出法案ということで処理をしたい、こういうたてまえを堅持してきたのであります。先ほどのお話で、社会党の政審から民社党さんの政審の方へ文書を差上げた、これは何か誤解ではないのか。あるいは資料が余分にあつたらくれぬかというふうなお話で、社会党の政審がそういうようなことをしたのかどうか私も定かじゃありませんけれども、その点は誤解のないように御理解を賜りたいと、こう思います。

○井上計君 いま御釈明いただきました手続といひますか、根回しの問題、これについては私の調査をした、聞いていたことは若干違ひます。これはしきよりの質問の主題ではありませんから、私が誤解ということであればなお後日調査をした上で、これは誤解は改めます。しかし事実であるとするならば、やはり今回のことについても大変持つていき方が遺憾であると、これはこのように申し上げておきます。

そこで、いま清水先生のいろいろと今回急いでということについてのお答えをいただきました。当初申し上げたとおり、私は実は賛成なんです。だから何もこれをいけなかつた、この改正案がいけないとか、これはどうかということを言っているんじゃないんです。ただ中小企業庁お答えのように、実は実害がいま——こうなることが中小企業団体が希望していることも事実承知しております。それからまた、早い方がいいにこしたことはないわけですね。その実害がない法律改正をなぜそこまでお急ぎになるのか、その理由がございまして、しょうかというところをお聞きをしておるわけですから、それがあればならお答えをいただきます。ないとおつしやるならむしろゆつくりと慎重に審議をさせていただいたらどうか、こういうことを申し上げておるわけですね。

○衆議院議員(清水勇君) いま御指摘によりまして、余り緊急性がないんじゃないか、こういう御見解なんでありまして、率直に言ひまして、衆議院側で本格的には四月段階から理事懇を舞台に検討を重ねてきたわけなんです。先ほど私から申上げたような経緯にかんがみ、やはりできる限り今国会でこの成立を見るような、そういう努力をすべきタイミングがあるんじゃないか、こういうことに実は到達をしておるわけなんです。と申しますのは、たとえばダミー規定も見直しをお願いをしておるわけなんですけれども、御案内のように、ダミー隠しといったようなことがございまして、あるいは単独か複数かという

ことをめぐって、現実の問題として、分野法を利用しようにも、たとえば複数の大企業者がダミーを使つて参入しようという場合には、もともと調査も調整の申し出も門前でシャットアウトをされるというふうなことになるか、あるいはあるから、そういうことをも思ひ合わせて考えたら、たとえば定義の見直しであるとか、あるいはかねて御意見として出されている、まあ農協とか生協とか、特殊法人などの取り扱いをどうするんだとか、こういう総合的なものまで全部尽くすれば、これはもう相当な時間を多分要するであろうけれども、当面全党が合意を得るものにはしり得るならば、緊急性を有する都道府県知事経由の問題なり、ダミーの規定の問題なり、ある面で中小企業者の皆さんのかねてからの御期待にこたえられるような、そういう方策たり得るんじゃないか。こういうわけで、衆議院側は、率直に言つて、この法改正は緊急性を要する、こういうふうな判断をして実はお願いをしております。

○井上計君 いまの清水先生のお答えを伺つておればおるほど、実は参議院としては緊急性を感じない——まあ参議院と言へば語弊があるかもしれない、私はそういう感じがいたします。

そこで、この問題、水かけ論になるでしょうからこれ以上申し上げません。ただ、衆議院で努力されたことは評価をいたします。ただ、率直に申し上げて、評価しておきましよう。だから参議院でも努力しろという御希望についてもよくわかりました。しかし、努力というのは一体どういうふうなことを期待しておられますか、参議院での努力ということとは。

○衆議院議員(清水勇君) これは先ほど委員長から、井上先生の御質問に対して、慎重という文言がなかったという点に關連を申し上げたわけでありまして、少なくとも私も私どもとしては、衆議院段階で曲折を経て最終的には七党合意、こういうことをお願いをしております。であります。が、さらに、良識の府と言われる参議院、つまり

上院の場面でも、私どもの足らざる点があれば、これは、ただいまも御質疑をいただいておりますわけでありまして、そういう機会を通じて補完をさせていただくことが望ましいんじゃないか、こういうことであります。

○井上計君　としますと、良識の府というふうなお話がいまされて出ておりますけれども、良識の府であるからと慎重に審議を重ねて、補完をすべきものは補完をしてほしい、またそう希望する、こういうふうなことであるとすると、何も今国会でこれのみを急いで上げぬでもよろしい、継続でもよろしい、こういうふうにも受け取れますが、そうなんですか。

○衆議院議員(清水勇君)　そういうふうに受け取られたとすると、私の申し上げ方があるいは適切を欠いたのかもしれない。実は衆議院側としては理事懇談会という場面、これは何と

いって今国会での成立を期するためには衆参相和してこれが進められなければならない。そこで、各党に会ってできるだけその辺を配慮をして、しかるべく、党によつてはいろいろのお立場があるでしょうが、部会等々を通して参議院の先生方の御意見等も十分承るべきであらう、こういうような立場等もこれあり、まあ私の立場で申し上げればそういう経過を踏んでまいりましたが、なおかつ、しかしせつかくの御質疑をいただく時間でありまして、それから、そういう場面で御指摘をいただくようなことがありとすれば十分御指摘をいただき、そして十分意見を満たしたといたして、こういうことを実は申し上げたわけなんです。継続審議でまたゆくりというのを実は私申し上げたわけではないんです。この点ひとつ御理解いただきたい、こう思います。

○井上計君　清水先生のお話を承っておりますと、要するにきょう議了して衆議院に足並みをそろえてほしいという御希望のようだというふうな、私は理解はしませんけれども、そういうふうな受け取りました。本来ですと、社会党さんも大

体五時間ぐらい質問要求されますよね。今回全然質問要求されていないんです。したがって、そういうところにはやはりまた問題がある、私はやっぱりそういう感じがしてならないんですよ。まあしかし、この問題はさておきましょう。

だから、私自身が、もう繰り返して申し上げますけれども、反対で申し上げておられるのではない。事の行き方、持つて行き方についてはやはり重大な不満が残る。それから、先ほど各党で、商工部会で云々というお話がありましたけれども、商工部会で話し合いが済んでいるから、参議院の商工委員会、事前にそれらのことについての御連絡、あるいは俗に言うところの根回しも全く必要ないと思われたところに、私がやはり皆さん方参議院を軽視だと、こう指摘をせざるを得ないわけですよ。この点も繰り返して、不満があるということ

はまた繰り返して率直に申し上げておきます。そこで、余り時間をとってまいりますと、後で皆さん方から恨まれても困りますので、きょうは団体の関係の方もお見えになっていますから、民社党の井上が一人反対したなんというふうに誤解されても困りますけれども、しかし、決して反対ではありません。そこで、せつかく皆さん方が必死の努力をされて、清水先生のお話、また委員長の

お話では、これを各党合意するために必死の努力をした、こうおっしゃっているわけですね。必死の努力をされたのならこういう面までお考えをいただき、検討をされたんであらうかということを一、二お伺いいたします。先ほど清水先生のお話の中に、農協の問題等も含めて実は広範囲になって、そうはいかぬと、短時日の間にそれはいかぬと、こういうお話がありました。ところが、先ほどから伺っていますと、この問題急に起きてきた問題ではないんだ、一昨年から来ておるんだ、こういうことですよ。一昨年以来こういう問題について実は検討されていたのかどうか。清水先生が、あるいは各党についてそれぞれの提案をされたのかどうかということについては、残念ながら私実は承知して

おりません。あるいはされたのを知らなかったのは私のこれは手落ちでありますけれどもね。

そこで、関連して申し上げますけれども、私は今回の改正案だけで中小企業が非常に困っておる問題の解決にはほど遠いということをあえて申し上げるんです。というのは、いろんな問題点いっぱい抱えているわけでしょう。問題点の中に特に最近大きくなっておるのは、この数年來、大企業の進出、大企業のダミーの進出なんでものは少ないですよ。ないとは言いません、あります。それよりむしろ農協あるいは生協、それらのものが中小零細企業の競争する業界にどんどん進出をしておる、非常に大きな問題が出ていますよ。さらには共済組合、あるいは官公庁の外郭団体、あるいはそれらのつくっておるところの公益法人、財団法人等、それらのものももうどんどん進出をしておる。さらにそういうふうな公益法人がいろいろな営利法人をいっぱい持っているわけですよ。営利法人がもうそれこそがもの顔に全部進出しているでしょう。そういうものまで審議をされたのかどうか。審議をされたとする、なぜそれが今回の議員提案の中に入ることができなかったのか、これをひとつお伺いいたします。

○衆議院議員(清水勇君)　私先ほどちょっといま御指摘の点に触れてお答えを申し上げましたが、率直に言いますと昨年の九十一通常国会当時から中小企業分野法の改正について十二分とは申し上げませんが、ある程度の議論が出ていたのは事実であります。申し上げたように、秋の国会の場面で理事懇談で次期通常国会のところまでできるならば改正という運びにまで進めたいものだ、こういうような議論があったことも事実であります。その間中小企業団体中央会、中小企業分野確保協議会等々の皆さんからいろいろ御要請、御陳情等もございました。ただその中ではいま御指摘の、たとえば特殊法人あるいは農協、生協、これらの取り扱いについて直接触れられる御陳情は具体的にには出ておりません。当面都道府県知事の段階で調整が実質的に行い得るようなそういう法改正を

求めたい、あるいはダミー規定の問題、さらには都道府県に審議会を設置をするというふうな問題、無論それだけで十全なはずありませんし、井上先生おっしゃる通りに今度の改正で中小企業団体が渴望なすっておられるような、事業確保に関する基盤整備というふうなものがあるものになるとも言いたい側面があると思います。しかし、とりあえず今度衆議院の場面でいろいろ議論をいたしておりましたのは、そういう関係団体からの御要望にこたえ、かつまた四年間の実施状況を踏まえながら、お互いの当面避けて通れない問題にしばり、かつまた全体が合意できるようなものにして、改訂の組上に乗せよう、こういうことであつたものですから、御指摘のような特殊法人以下の進出に伴う調整をどうするかということについては、率直に衆議院側では理事懇談等の場面では議論をいたしておりません。

○井上計君　いまお答えの中に農協、生協等の問題等については、中小企業団体から陳情が全く出ていなかったから今回の議論の中には取り上げなかったということであると……

○衆議院議員(清水勇君)　いやいや。○井上計君　そういうお答えでしたら、いま、とすると、これはお答えが違つておるのなら釈明していただいても結構ですけれども、これは重大な問題ですよ。私はそうじゃないと、こう理解をしております。まあしかしこれはそういう陳情があつたかないかということ議論しても切りがありません。なかつたらなかつたで結構だし、あつたとしてもそういうものが議論の対象にならなかつたということであれば、それはそれで結構ですけれども、ただ申し上げますと、やはり中小企業の問題を各党で合意をするものだけを七党一致でした。これはわかるんですよ。しかし、避けて通つたものが多過ぎるということなんです。よ、実際に、さっきも申し上げたように、これは渡部先生もよくおわかりでしょうし、政務次官もお見えであります、中小企業庁長官も指導部長も全部お見えであります、清水先生も、あなたが

中小企業問題について大変御熱心にいままでおやりいただいております。私もいぶん承知しております、敬服しております。その清水先生が御存じないはずはないんですね。そういうふうな言葉ば、俗に言うところの他と綱引きになるようなものは全部避けた。綱引きにならぬものだけにこへ持ってきたと、こういうことでしょうか。それに私は重大な不満があるし、何もそれだけのものをそんなにこの国会でうんうん言う必要はなからうと。だからむしろそういうふうな際中小企業問題を実現するのみに出して、綱引きになるものかというふうなことを十分慎重に審議した上で、私は改正案をつくってほしかったと、こういうことなんです。いましかしこれを要望ですね、事実上こうしなさいと言つても時間的に余裕がないでしょうから、要望として十分ひとつ委員長もまた両先生もまた政府側も十分これをひとつ心にとめていただきたいと、こう思うんですね。

そこで御参考に申し上げます。農協、生協の問題も大きな問題です。が、一番大きな問題は、先ほど申し上げましたけれども公益法人、要するに官公庁の職員の互助会的な共済組合等がつくつておる財団法人が相当数ありますよね。その財団法人が資本金大体二千万円以下ぐらいのいわば中小企業の定義にすれすれの資本金で全額出資の会社をつくつて、どういう事業をやつておるかということ清水先生御存じですか。

○衆議院議員(清水勇君) 知っております。

○井上計君 じゃ、御存じであればこれ以上申し上げる必要なからうと思いますが、他に御存じでない方がいらつしやるかも知れませんから、私がいま資料を調べて、私の承知しているだけでござあつたこれはメモしただけですけれども、まず郵便貯金会館が、郵便貯金振興会を通じて各地に郵便貯金会館をつくりましたね。実際には民官の結婚式場あるいは飲食業あるいは理容あるいは美容、旅館業全部圧迫しているわけですよ。こういう例が方々に起きておるでしょう。それから厚

生年金会館、これもいぶんある。これはこういうような会館ができることは私は大いに賛成なんです。しかし、それが直営でなければいけないなというのはいさかいあるわけですよ。財団法人厚生団が、それこそもう零細企業を圧迫するやうな事業を堂々とやつておる。本来の目的から逸脱したやうな形でやつておる。これが野放しになつておるわけですよ。それからさらに弘済会等から言いますと、農林弘済会にしても、林野弘済会にしても、専売弘済会にしても、鉄道弘済会、郵政弘済会、ありとあらゆることをやつておる。またさらにやろうとしておるでしょう。こういうものを野放しにしておいて、ただ中小企業の分野を確保するのにこれだということでは私は中小企業に相済みぬと、こういう考えなんです。だから必死に努力をされたんなら、そういう面についてはいまも努力されるべきだ。そういう面を檢討されなかつたとするならば、私は大変失礼な言方をするけれども、衆議院の商工委員会の提案の先生方、片手落ちだと、こう申し上げたいんです。とにかく専売弘済会にしても六社あります。鉄道弘済会に至つては四十三社の株式会社を持つておるわけですよ。それから郵政弘済会が四社、これなんかのやつておることはもう民間の企業を圧迫なんというものはもう民間の企業のためにつぶれた中小企業いっぱいありますよ。そんなものを全部放置しておいて、これだけでいいなんという、しかしこういうふうなことで触れていけばそれは綱引きになりますよ。しかし、その綱引きを避けて各党一致するものだけまとめたと云われるけれども、それは私は本当の中小企業のことを考えておやりになつたのじゃない、こういう気がしてならぬわけですが、時間が長くなつて恐縮でありますけれども、どうお考えでしょう。

○衆議院議員(清水勇君) 先ほど率直に衆議院側の起草に当たつての考え方など申し上げたわけでありまして、いま改めて井上先生から御意見を受けるわけですが、衆議院段階で、一口に申し上げて率直にたゞいま御指摘のやうな点について議論をしていなかったことは事実であります。したがつて、その部分では片手落ちではなかつたという御指摘もございましたが、先生から御指摘のあつた御意見については私も十分傾聴させていただきまして、今後改めてそういう問題の取り扱いについてどうするかというのを検討をさせていただきます。こう思います。

○井上計君 そのやうな問題については、衆議院段階では議論をしながらという御答弁ありましたがこれは理解をいたします。しかし、同時に今後次期国会においてそういう問題を含めて十分ひとつ検討し、論議しようというお話がありました。渡部先生どうお考えでしょう、いまこの問題について。

○衆議院議員(渡部恒三君) ちょっと、いま言葉足りなかつた点があるので誤解受けるかと困りますけれども、いま井上先生御指摘の本店舗法の問題、農協、生協の問題、また官業の私企業に対する圧迫の問題、これはまさに中小企業のいまきわめて重要な問題で、私どもの党でもこれは非常に活発な議論が展開されておりますが、これは恐らく各党いづれも同じであります。また衆議院の商工委員会でもこれらの問題は委員会の審議で幾たびか熱心に検討されておるので、たまたまいま清水先生おっしゃつたのは、この分野調整法の法案をまとめる懇談の際には、これは主に、この分野法は、製造業部門における大企業の零細企業への進出、たとえばモヤシを農家の方がつくつておるのを大企業がやるのがどうかとか、クリーニングの問題とか、あるいは豆腐を非常に家族的に、夫婦で朝早くから起きてやつておるのを、大企業がこれをつくつて全部つぶしてしまつちやつたりするのはよくないじゃないかというやうなことから出発しているものであつたのですから、この分野法の各党の審議過程の中で、先生問題点にされておるやうなことが議論になつていなかったというものであつて、この衆議院の商工委員会では、大分熱心にこれらの議論はなされておるもの

でありますから、全きく井上先生からの御指摘、まさに今日の中小企業の問題を言い尽くしておりますので、これは私どもその職尾に付しまして、委員長を中心として、これらの問題はもう党派の問題でありませんから、これは超党派で、先生の御指摘のやうな問題の解決策を出すやうに、これから努力してまいりたいと思つております。

○井上計君 時間が長くなつて恐縮ですが、皆さん方御迷惑であります。もうちょっとお許しくださいたいと思います。

いま渡部先生のお答え、これはもうよくわかります。また、そういうやうなことを商工委員会として、衆議院でも熱心に、過去においてもそれこそ何回か御審議いただいた、御意見が出たということも承知しております。

ただ、今回の、先ほど清水先生おっしゃるやうに、今回の分野法の改正のときにはそれはなかつたということ。それを含めなかつた、検討の中に。ということ。それは、率直に申し上げると、言い方悪いかもしれませんが、そういうやうなものは、厄介なものは避けて通つた、こういうことでしょう。

いまね、製造業だけとおっしゃいましたけれども、いま緊急を要するやうな先ほどからお話がありました。この改正が緊急を要するものとして浮かび上がつてきているのは、不動産業とクリーニング業でしょう。それならばおかしいじゃないですか。そうでしょう。不動産業とクリーニング業の地方の問題があつて、これをこのやうに改正をしなければいけないから、緊急を云々ということであるなら、不動産業、クリーニング業に進出をさせている。いわば官業に準ずるやうなところの民業圧迫をどうするかということもあわせて検討しないで、これだけで大企業及び大企業のダミーだけを規制することで事足りるということ。私は拙速である、このやうに指摘をしておきます。これ以上申し上げると、議論になります。また中小企業問題非常に御熱心なお三人の先生方と議

論するつもりはなかったんですけれどもね。私は、しかしこういうことについて、やはり過程においては不満である、こういうことです。そこで、もう一つ中小企業庁に伺いますけれども、いま私が申し上げているように、農協あるいは生協あるいは公益法人等のそのような中小企業分野への進出、特に公益法人の場合には、御承知のように、法人税についても、所得税は二三%である。それから印紙税は事実上全部免除です。今度印紙税がえらいみんな上がっているでしょう。公益法人は、財団法人何々というところが金を取っても印紙税要らぬわけでしょう。そのほか地方税法等についても大変な恩恵があるでしょう。そういう人たちに好きほうだいのことをやらせておいて、それを規制するようなことを考えないというのは、やはり片手落ちである。これは規制すべきだ、歯どめをかけるべきだと、こう思うんです。そこで、そのようなものをこの分野法に入れる場合、分野法の一つの枠内、調停調査等の申し立てができる、これを入れる場合に、まあ時間がありませんから、指導部長に直接具体的に伺いますけれども、この分野法の第二条をちょっと改正すりゃいいんでしよう。どうなんですか。

○政府委員(山崎衛君) 先生、御指摘のとおり、現在、農協、生協、公益法人等は分野法の対象になっておりません。これは分野法作成段階でいろいろ議論があったところでございまして、そういうものはそれぞれ主務大臣が監督すればよろしい問題ではないかということで、外したのと思えます。この法律の名前を見ましても、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律ということで、「大企業者」とわざわざうたっているわけです。したがって、先生御指摘のとおり、第二条、多分会社及び個人に限るようになっておりますが、これを除けばできるのじゃないか、そういう御指摘ももしまさんが、法律をつくった当時のその根本、農協、生協を加えるべきかという根本論もございまして、

それから農協、生協とは別途、主務大臣ということから、立法技術上の問題もございまして、第二条を若干手直しすればできるではないかという点につきましては、私は若干疑問に思っております。

○井上計君 わかりました。私の考えておりますことと余り違はないという理解をいたします。そこで、衆議院の提案者の先生方にお願ひでありますけれども、そういうようなものを含めてぜひせつかく必死の努力をして、この議員立法を送りいただいたわけでありまして、次期国会においてもさらに必死の努力を続けていただいて、いま私が申し上げたようなことをぜひひとつ議員立法として提案をされるようにお願いをしたいと思います。再度お願いをしておきますが、委員長いかがでしょうか。

○衆議院議員(野中英二君) まことに井上委員の御指摘のとおりでございます。私もこのことについては非常な関心を持っておりまして、ございまして。まことに率直に申し上げますと、この改正案がベストではなかった。本場に綱引きがございまして、しかしながら、まあベターな法案として一歩でも前進をしたい、こういう気持ちで込めて提案を申し上げておるわけでございまして、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○井上計君 いま野中委員長から、ちろちろ真相の一部だけはお話しになりました。ベストではなかったベターと言われたが、私はベターとも思っておりませんが、まあしかし、いろんな綱引きがあつて、この程度のことしか仕方がなかったのだと、こういうお答えがありましたから、それらをひとつ理解をして、私、冒頭申し上げているように、この改正案に反対ではなくて、実は賛成なんです。賛成であるがゆえに、いろいろとさらに申し上げたと、こういうことであります。

私が時間ばかりとって、せつかく必死の努力をされた衆議院の先生方、提案者に、これ以上審議時間をかけて採決がおくれますと、また御迷惑をかけるわけでありまして、ただ、しかし、参議

院を軽視されたことは間違いないということの不満を残して、先ほどお約束いただきましたが、今後はそれらのものを貴重な意見として参議院を重要視すると、こういうふうな確約をいただいたものと理解をして、これで私の質問を終わります。(拍手)

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、両案についてこれより討論に入ります。御意見のある方は、それぞれ賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、揮発油販売業法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十分散会

〔参照〕

- 商工委員会付託請願中採択一覧表(三件)
- 第一七七号 石炭政策の推進に関する請願
 - 第五七七号 中小零細企業の経営危機打開に関する請願
 - 第一二八号 産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願
 - 第二四四号 第二六五号 貿易摩擦回避に関する請願
 - 第二七五号 両上肢及び四肢麻痺障害者のための自動車の開発に関する請願
 - 第四九二号 第五〇二号 第五〇四号 第五〇五号 第五〇六号 第五〇七号 第五〇八号 液化石油事業とガス事業との整合に関する請願

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願(第四九二号)(第五〇二号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)
- 第四九二号 昭和五十六年五月二十六日受理
- 液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者 名古屋市中区大須四ノ一五ノ一二 社団法人愛知県プロパンガス協会 内 後藤新治

紹介議員 井上、計君

総合エネルギー対策の一環として今後のLPガスの位置づけを明らかにするとともに、家庭業務用エネルギーの供給源としてのLPガスの流通秩序の確立のため、次の事項の実現を図らるたい。

- 一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく供給・消費設備とガス事業法によるガス工作物とが同一であることにかんがみ、国は両法の整合を図り、都市ガス事業者の供給区域の拡張及び供給導管の延長の許可

にあつては、当該地域に所在するLPガス設備の実態を把握し、事後に紛争の生じないよう措置すること。

二、都市ガス事業者が供給区域の拡張及び供給導管の延長を行おうとする場合は、当該地域にLPガスを供給しているLPガス販売事業者が事前に通知するなどの万全の措置を講ずること。

三、都市ガスへの転換によつてLPガス販売事業者の経営に重大な支障を生ずる場合には、都市ガス事業者とLPガス販売事業者間で十分な協議が行われるよう措置すること。

四、家庭業務用ガスに関する通商産業省の行政の一元化について検討すること。

理由

我が国の液化石油ガス（LPガス）は、現在家庭業務用をはじめ、タクシー、工業用等極めて広汎な分野で使用され、特に家庭業務用は、全国消費世帯の約六十パーセントに当たり、国民生活及び国民経済上重要不可欠なエネルギーとなつてい

第五〇二二号 昭和五十六年六月二十七日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者

東京都千代田区平河町一ノ四ノ一
二相互第六ビル内社団法人日本エ
ルピーガス連合会内 内田太郎

紹介議員

岩本 政光君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

第五〇二四号 昭和五十六年五月二十七日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者

京都市右京区西院東中水町一七社
団法人京都府エルピーガス保安協
会内 山川譲

紹介議員

上田 稔君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

第五〇二五号 昭和五十六年五月二十七日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者

東京都千代田区平河町一ノ四ノ一
二相互第六ビル内社団法人日本エ
ルピーガス連合会内 北嶋政次

紹介議員

大木 浩君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

第五〇二六号 昭和五十六年五月二十七日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者

佐賀県杵島郡福富町福富下分一、
三四六佐賀県LPガス保安協会内
中村秋次

紹介議員

福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

第五〇二七号 昭和五十六年五月二十七日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

請願者

東京都千代田区平河町一ノ四ノ一
二相互第六ビル内社団法人日本エ
ルピーガス連合会内 木藤将

紹介議員

前田 勲男君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

第五〇二八号 昭和五十六年五月二十八日受理
液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願（二通）

請願者

埼玉県浦和市岸町七ノ一二社団法
人埼玉県プロパンガス協会内 井
原達三外一名

紹介議員

土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四九二三号と同じである。

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、揮発油販売業法の一部を改正する法律案
（衆）
一、中小企業の事業活動の機会の確保のための
大企業者の事業活動の調整に関する法律の一
部を改正する法律案（衆）

揮発油販売業法の一部を改正する法律案

揮発油販売業法の一部を改正する法律

揮発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）

の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十二条）

第三章 揮発油の品質の確保（第十三条・第十
七条の十二）

第四章 雑則（第十八条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条・第二十七条）

附則

第一章 総則

第一条中「四」を「図」とともに、揮発油の
使用の節減に寄与し」に改める。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 登録

第十一条第二項に次の一号を加える。

三 第十八条第三項の規定による指示に従わな
かつたとき。

第十二条の次に次の章名を付する。

第三章 揮発油の品質の確保

第十六条の次に次の一条を加える。

（揮発油の分析の委託）

第十六条の二 揮発油販売業者は、通商産業大臣
が指定する者（以下「指定分析機関」という。）
に限り、給油所ごとに、前条の揮発油の分析を
委託することができる。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により指定分
析機関に揮発油の分析を委託したときは、遅滞
なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければ
ならない。委託に係る契約が効力を失つたとき

も、同様とする。

3 前条の規定は、揮発油販売業者が第一項の規
定により指定分析機関に揮発油の分析を委託し
ているときは、その委託に係る揮発油について
は、適用しない。

第十七条の次に次の十一号及び章名を加える。

（指定分析機関の指定の申請）

第十七条の二 第十六条の二第一項の指定は、揮
発油販売業者の委託を受けて揮発油の分析の業
務（以下「分析業務」という。）を行おうとする
者の申請により行う。

2 前項の申請は、分析業務を行う事業所ごとに
当該分析業務を行う区域（以下「分析業務区域」
という。）を定めてしなければならない。

（欠格条項）

第十七条の三 次の各号の一に該当する者は、第
十六条の二第一項の指定を受けることができな
い。

一 第十七条の十一の規定により指定を取り消
され、その取消しの日から二年を経過しない
者

二 その業務を行う役員のうちに、この法律の
規定により刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過しない者がある者

（指定の基準）

第十七条の四 通商産業大臣は、第十六条の二第
一項の指定の申請が次の各号に適合していると
認めるときでなければ、その指定をしてはなら
ない。

一 分析業務を適確かつ円滑に遂行するに足り
る経理的基礎を有するものであること。

二 分析業務区域ごとに第十四条第一項に規定
する通商産業省令で定める資格を有する者が
通商産業省令で定める数以上置かれるもので
あること。

三 分析業務区域ごとに第十六条に規定する通
商産業省令で定める技術上の基準に適合する
分析設備が通商産業省令で定める数以上置か
れるものであること。

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が分析業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 分析業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて分析業務の適確かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る分析業務区域における分析業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（分析業務区域の変更）
第十七條の五 指定分析機関は、分析業務区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定分析機関は、分析業務区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第一号から第三号まで及び第六号の規定は、第一項の認可に準用する。

（分析業務）
第十七條の六 指定分析機関は、第十六條の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けているときは、通商産業省令で定めるところにより、第十七條の四第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

2 通商産業大臣は、指定分析機関が第十六條の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、その分析業務を行わず、又はその方法が適當でないときは、指定分析機関に対し、その分析業務を行ひ、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）
第十七條の七 指定分析機関は、分析業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が分析業務の適確かつ円滑な遂行上不適當となつたと認めるときは、指定分析機関に対し、業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

（適合命令）
第十七條の八 通商産業大臣は、指定分析機関が第十七條の四第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（分析業務の廃止）
第十七條の九 指定分析機関は、分析業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（指定の失効）
第十七條の十 指定分析機関が分析業務を廃止したときは、第十六條の二第一項の指定は、その効力を失ふ。

（指定の取消し）
第十七條の十一 通商産業大臣は、指定分析機関が次の各号の一に該当するときは、第十六條の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 第十七條の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第十七條の五第一項の認可を受けないで分析業務区域を増加したとき。

三 第十七條の六第二項、第十七條の七第三項又は第十七條の八の規定による命令に違反したとき。

四 第十七條の七第一項の認可を受けた業務規程によらないで分析業務を行つたとき。

五 不正の手段により第十六條の二第一項の指定を受けたとき。

一 第十六條の二第一項の指定をしたとき。

二 第十七條の五第一項の認可をしたとき。

三 第十七條の五第二項又は第十七條の九の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により指定を取り消したとき。

（揮発油の使用の節減のための措置）
第十八條 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、内外の石油事情に依り、揮発油販売業者の営業日の制限又は営業時間の短縮の実施に関する事項を定めて、これを公表することができる。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が前項の規定により公表された事項を実施しない場合において必要があると認めるときは、当該揮発油販売業者に対し、当該事項を実施すべきことを勧告することができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた揮発油販売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつた場合において、これを放置することにより揮発油の使用の節減を図ることが著しく困難となり、内外の石油事情に照らしこのような事態を解消するため必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聴いて、当該揮発油販売業者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを指示することができる。

第十九條の見出しを「販売価格に関する勧告」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（帳簿の記載）
第十九條の二 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油の分析に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定分析機関は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油の分析に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十條第一項中「又は特定揮発油卸売業者」を「特定揮発油卸売業者又は指定分析機関」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一條第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第十七條の十一」に改める。

第二十三條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十四條の前の見出しを削り、同条に次の一号を加える。

三 第十七條の六第二項の規定による命令に違反した者

第二十五條第二号中「第十八條」を「第十九條の二第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「第二十條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十七條第一号中「又は第十四條第二項」を「第十四條第二項、第十六條の二第二項、第十七條の五第二項又は第十七條の九」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「単独で」を削り、「所有する関係」を「単独で所有する関係」に改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県知事を経由してされた申出について、その申出に係る大企業者の当該事業の開始又は拡大の計画の実施がその申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。この場合において、都道府県知事は、当該中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関し、都道府県中小企業調停審議会の意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改

正する。

第八十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「委任されたとき」の下に「又は都道府県知事が中小企業者の事業活動の機会の確保のため大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項に規定する意見を定めるため必要があると認めるとき」を加える。

第八十二条中「都道府県知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項」を「都道府県知事の諮問に応じ組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議し、並びに中小企業者の事業活動の調整の機会の確保のため大企業者の事業活動の調整に関する法律第六条第三項後段の規定によりその意見を聴かれた場合において同項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項」に改める。

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は六月二日）

一、揮発油販売業法の一部を改正する法律案

（衆）

一、中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

昭和五十六年六月十六日印刷

昭和五十六年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E